

保育を受けられる時間（保育の必要量）

2号認定・3号認定を受けた場合には、就労の時間などによって保育を受けられる時間が（保育の必要量）が異なります。

＊「**保育標準時間**」・・・両親のフルタイム就労(月120時間以上)を想定しており、1日最長11時間のうち必要な時間を利用できます。

＊「**保育短時間**」・・・両親またはいずれかがパートタイム就労（月64時間以上120時間未満）であることを想定しており、1日最長8時間のうち必要な時間を利用できます。この場合、午前9時から午後5時が基本的な保育時間となります。（詳しくは各保育所等にお問い合わせください。）

＊それぞれ利用できる時間を超えた利用は延長保育となります。

◎保護者（原則として子どもの父母）のいずれもが保育標準時間の利用対象となる場合には保育標準時間、いずれかが保育短時間の利用対象となる場合には保育短時間の認定となります。

〔パターン1〕

父が月に120時間以上の就労、母も月120時間以上の就労の場合

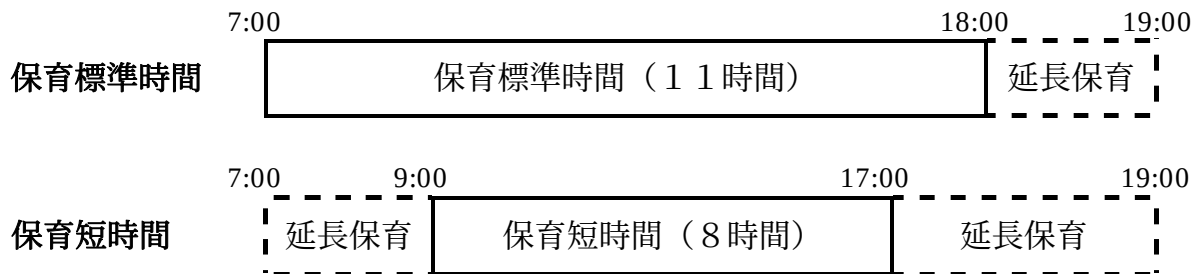
⇒「**保育標準時間**」の利用が可能

〔パターン2〕

父が月に120時間以上の就労、母が月64時間以上120時間未満の就労の場合

⇒「**保育短時間**」の利用が可能

【「保育標準時間」と「保育短時間」のイメージ】



保育所等は、それぞれの家庭の就労状況等に応じて認定された保育の必要量の範囲内で、就労や通勤等でお子さんを保育できない時間に必要な範囲で利用するものであり、認定された保育の必要量をフルに利用できるというものではありません。（私的な用事や買い物などの時間は含みません。）

実際の保育時間については、保育の必要性の事由・勤務時間・通勤時間等に基づき、利用する保育所等とご相談ください。